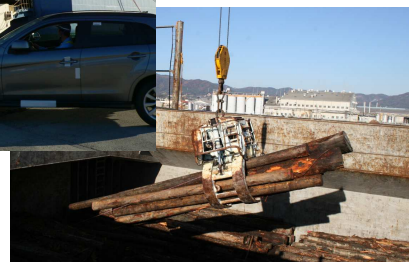
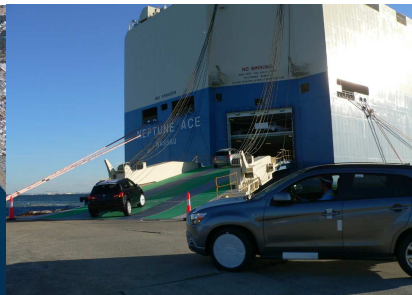
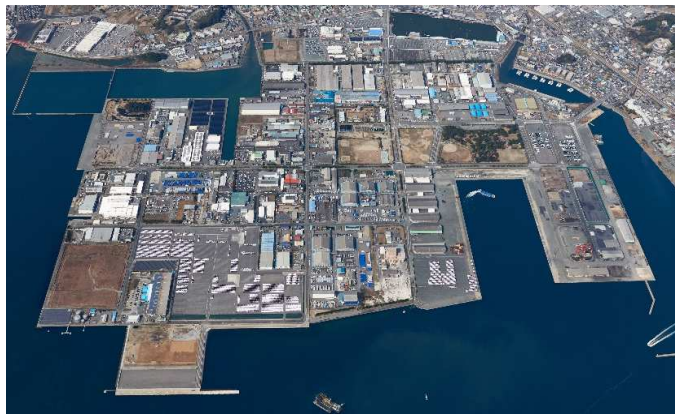


# 三河港 蒲郡地区 自動車・木材等 助成金制度

三河港蒲郡地区で自動車、木材の荷役を行う荷主及びトランシップする船社等に対し、助成金を交付します。



完成自動車	1台につき	1,000円助成
中古自動車	1台につき	500円助成
木材	1m <sup>3</sup> につき	200円助成
トランシップ	1隻につき	20万円助成

## <<助成制度の概要>>

### ○助成の対象となる条件

- 次にあげる要件を満たす事業者が荷主として申請する場合
  - 三河港振興会蒲郡地区委員会に加入している事業者
  - 国内に事業所を有する事業者
  - 海外自動車メーカーが生産する完成自動車を輸入する正規輸入代理店又は当該自動車メーカーの日本法人
  - 海外から木材を輸入もしくは国内の木材を輸出する正規輸出入代理店又は日本法人
  - 国内自動車メーカー（海外現地法人を含む）が生産する完成自動車を輸出入する正規輸出入代理店又は当該自動車メーカー
  - 国内法人（海外現地法人を含む）が取扱う中古自動車を輸出入する正規輸出入代理店又は当該自動車メーカー
  - 3年以上継続して三河港蒲郡地区を拠点に自動車（中古含む）、木材の輸出入を行う事業者
- 次にあげる要件を満たす事業者が船社として申請する場合
  - 海外自動車メーカー又は国内自動車メーカー（海外現地法人を含む。）が生産する完成自動車をトランシップする船社又は船社の日本代理店等であること。

### ○助成金額

- 自動車 1台につき 1,000円、中古自動車 1台につき 500円
  - ※ 蒲郡地区で新規に荷役を行う荷主には1台目/月から、継続荷主の場合は、7,000台/月（自動車）、500台/月（中古自動車）を超える数量を対象とする。
  - ※ 自動車運搬船（完成自動車）が3隻/月を超える隻数については、1隻につき20万円を助成する。ただし、完成自動車を助成した場合は、自動車運搬船には助成しない。
- 木材 1m<sup>3</sup>につき 200円
  - ※ 蒲郡地区で新規に荷役を行う荷主には1m<sup>3</sup>/月から、継続荷主の場合は、3,000m<sup>3</sup>/月を超える数量を対象とする。
- 自動車のトランシップ 1隻につき 20万円
  - ※ 三河港への入港にあたり最初の着岸が三河港蒲郡地区であること。
  - 自動車のトランシップに関する荷役のみを実施する寄港であること。

### ○対象期間

令和5年3月31日まで（但し、予算の限り有）

【お問合せ先】 三河港振興会蒲郡地区委員会事務局  
蒲郡市旭町17-1（蒲郡市役所建設部土木港湾課）

TEL : 0533-66-1152 FAX : 0533-66-1191 E-mail: doboku@city.gamagori.lg.jp